

平成21年度

国民健康保険税が変更になりました

税 率 等		平成21年度	平成20年度
医 療 分	所 得 割	6.55%	6.50%
	資 産 割	29.00%	29.00%
	均 等 割	17,200円	14,000円
	平 等 割	19,000円	16,000円
	賦課限度額	470,000円	470,000円
後 期 高 齢 者 支 援 金 分	所 得 割	2.76%	2.50%
	資 産 割	6.00%	6.00%
	均 等 割	5,700円	8,000円
	平 等 割	7,900円	10,000円
	賦課限度額	120,000円	120,000円
介 護 分	所 得 割	2.30%	2.20%
	資 産 割	8.00%	8.00%
	均 等 割	7,000円	8,000円
	平 等 割	9,000円	10,000円
	賦課限度額	100,000円	90,000円

国民健康保険に関する届出はお早めに!

保険税は届出をした月からではなく、国保に加入する資格を得た月から納めます。国保に加入またはやめる場合は、14日以内に市区町村の担当窓口へ届け出てください。

国保に加入するとき

- ほかの市区町村から転入してきたとき
(職場の健康保険などに加入していない場合)
- 職場の健康保険などをやめたとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき

国保をやめるとき

- ほかの市区町村に転出するとき
- 職場の健康保険などに加入したとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受けるようになったとき
- 後期高齢者医療制度(長寿医療制度)に移行したとき